

水泳プールの管理 ー学校環境衛生の基準ー



学校環境衛生基準が改正され、平成 21 年 4 月 1 日より施行となりました。検査項目と基準は学校環境衛生基準に、検査頻度等は学校環境衛生管理マニュアルに記載されているものになります。

1. 検査項目と判定基準

検査項目	基準	検査頻度
遊離残留塩素	0.4mg/l 以上であること。 また、1.0mg/l 以下であることが望ましい。	1 回/使用日の積算が 30 日以内ごと
pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。	
大腸菌	検出されないこと。	
一般細菌	1ml 中 200 コロニー以下であること。	
有機物等	過マンガン酸カリウム消費量として 12mg/l 以下であること。	
濁度	2 度以下であること。	1 回以上/使用期間中の 適切な時期
総トリハロメタン	0.2mg/l 以下であることが望ましい。	
循環ろ過装置の処理水 (濁度)	循環ろ過装置の出口における濁度は、 0.5 度以下であることこと。 また、0.1 度以下であることが望ましい。	1 回/毎学年

*プール水の原水については飲料水の基準に適合するものであることが望ましい

2. 検査頻度

- ・ プールの原水として、飲料水に供していない井戸水等を用いる場合は、プール使用開始前に水質検査を行い、学校環境衛生基準「専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質」の水質基準を満たすよう努める。
- ・ 総トリハロメタンについて、循環式プールの場合は、その使用を始めて 2~3 週間経過した後、入替え式の場合は、その使用が始まり、最初の入替えをする直前に測定することが望ましい。

3. 検体の採取場所

- ・ プール全体の水質が把握できる場所とし、長方形のプール内では、対角線上のほぼ等間隔の位置で、水面下約 20cm 付近の 3 か所以上を原則とする（その他の形状のプールでは、適切な地点とする）。
- ・ 遊離残留塩素は現場で測定を行い、その測定は、上記、水面下約 20cm 付近 3 か所以上及び循環ろ過装置の取水口付近を原則とする。循環ろ過装置の処理水は、給水栓とする。

4. その他

- ・ 浄化設備を持たない小規模なプールは、学校環境衛生基準の適用範囲外となりますが、基準を準用した管理を行い、より良好な衛生状態の確保に努めることをおすすめします。

出典：学校環境衛生基準（文部科学省告示第 60 号）
学校環境衛生管理マニュアル（平成 22 年文部科学省）

詳しくは、当社 **環境分析部 貝森、大塚**（フリーダイヤル 0120-01-2590
内線 318、338）までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | ⑤放射性物質測定 |
| ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑥アスベスト・PCB等の化学分析 |
| ③水道法第 20 条に基づく水質検査 | ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| ④製品開発・品質管理に伴う化学分析 | ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |